

関西広域連合職員定数条例の改正について

平成 30 年 1 月 25 日
本 部 事 務 局

1 趣旨

平成 31 年度からの「毒物劇物取扱者試験」及び「医薬品販売に係る登録販売者試験」の実施に向けて体制強化を図るため、薬剤師 1 名、担当 1 名を拡充配置することに伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

第 2 条第 2 項第 1 号中「5 人」を「7 人」に改める。

改 正 案	改 正 前
<p>第 2 条 職員の定数は、次の各号に掲げる事務部局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる職員の定数を、それぞれ当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1) 資格試験・免許事務（関西広域連合規約（平成 22 年総行市第 250 号）第 4 条第 1 項第 7 号に規定する事務をいう。）に従事する職員 7 人</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第 2 条 職員の定数は、次の各号に掲げる事務部局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる職員の定数を、それぞれ当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1) 資格試験・免許事務（関西広域連合規約（平成 22 年総行市第 250 号）第 4 条第 1 項第 7 号に規定する事務をいう。）に従事する職員 5 人</p> <p>(2) (略)</p>

(参考)

区 分	定 数 (人)			備 考
	現 行	改正後	増 減	
①広域連合長の事務部局	20	20	0	
②議会の事務部局	5	5	0	
③選挙管理委員会の事務部局	2	2	0	
④監査委員の事務部局	2	2	0	
⑤資格試験・免許事務に従事する職員	5	7	2	新試験実施に伴う定数増
⑥特定の課題に従事する職員	10	10	0	
計	44	46	2	

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

関西広域連合職員定数条例

平成22年12月4日
関西広域連合条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項の規定に基づき、関西広域連合の広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職の職員（国又は他の地方公共団体から派遣された職員を含み、臨時的に任用された者を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 職員の定数は、次の各号に掲げる事務部局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- (1) 広域連合長の事務部局の職員20人
- (2) 議会の事務部局の職員5人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員2人
- (4) 監査委員の事務部局の職員2人

2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる職員の定数を、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- (1) 資格試験・免許事務（関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）第4条第1項第7号に規定する事務をいう。）に従事する職員5人
- (2) 特定の課題に従事する職員10人

3 第1項第2号から第4号までに規定する職員は、広域連合長の事務部局の職員をもって充てることができる。

(定数外職員)

第3条 休職、育児休業等により長期にわたり職務に従事しない職員は、前条第1項に定める定数の外に置くことができる。

(定数の配分)

第4条 第2条第1項に規定する職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年8月22日条例第13号）

この条例は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年8月23日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月5日条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

関西広域連合規約の変更について

平成 30 年 1 月 25 日
本 部 事 務 局

通訳案内士法の一部改正が行われたこと並びに関西広域連合において平成 31 年度から「毒物劇物取扱者試験」及び「医薬品販売に係る登録販売者試験」を実施することに伴い、関西広域連合規約の変更について、各構成団体の議会における議決を経て、総務大臣へ許可申請を行っていたところ、平成 30 年 1 月 4 日付けで許可を得た。

規約変更概要

【趣旨】

- 通訳案内士法の一部改正により、通訳案内士の全国通訳案内士への名称変更及び地域通訳案内士制度の創設等が行われたことから、規約に定める観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、通訳案内士及び地域限定通訳案内士に係る事務の規定を改正する（第 4 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項、別表の改正）。
- 広域連合において、平成 31 年度から「毒物劇物取扱者試験」及び「医薬品販売に係る登録販売者試験」を実施することから、規約に定める広域連合の処理する事務にこの 2 資格試験に関する事務を追加する（第 4 条第 1 項第 7 号の改正）。

【規約変更内容】

（広域連合の処理する事務）

第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1)～(2) (略)

(3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）に規定する全国通訳案内士及び地域通訳案内士（広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。）に係る登録等に関する事務のうち、同法第 19 条から第 27 条まで（同法第 57 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第 33 条（第 1 項を除く。）及び第 34 条（同法第 59 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第 54 条（第 4 項を除く。）並びに第 55 条に規定する事務

※ウで規定していた地域限定通訳案内士の事務をアの地域通訳案内士の事務として規定するため、エ～クを順次繰り上げてウ～キとする。

(4)～(6) (略)

(7) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に規定する准看護師、調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち次に掲げるもの**並びに毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 8 第 1 項に規定する試験に関する事務**

2 前項各号に掲げる事務のうち、（中略）、同項第 3 号（**ア及びイ**に係る事務に限る。）、第 5 号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第 7 号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

別表（第 20 条関係）【改正箇所のみ抜粋】

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
事業費	第 4 条第 1 項第 3 号 ア及びイ に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の 5 宿泊施設数割 10分の 5
	第 4 条第 1 項第 3 号 ウからキ までに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の 5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の 5

附 則（平成 30 年 1 月 4 日総行市第 78 号）

（施行期日）

1 この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 3 号及び第 2 項並びに別表の改正規定並びに次項の規定は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 関西広域連合は、この規約の施行の前においても、改正後の関西広域連合規約第 4 条第 1 項第 7 号に掲げる事務（同号アからウまでに掲げる事務を除く。）の実施に必要な準備行為をすることができる。



総行市第78号

関西広域連合
広域連合長 井戸 敏三 殿

平成29年12月21日付け関広総第32号で申請のあった関西広域連合の規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により許可する。

平成30年1月4日

総務大臣 野田 聖子

